

社長のためのお勉強

令和3年12月15日

〒540-0012 大阪市中央区谷町2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

電子保存義務化に2年の猶予期間

2022年1月に施行される改正電子帳簿保存法において、新たに始まる「電子データで受け取った書類の電子保存義務」が**2年間猶予**されます。

電子帳簿保存法は、これまで厳しい要件がありましたが2022年1月の改正で大幅に緩和され、電子化を進める企業の増加が見込まれていました。しかし電子化を考えない企業にとっての影響は大きく、電子データで受け取った書類は、従来通り紙に印刷して保存が認められず、国税庁が求める要件に沿って電子的に保存しなければなりません。

これに対応するには、ソフトウェアを導入するか手作業で対応しなければならず、法改正の認知度も低かったこともあり、どのように対応するかで企業に混乱が広がっていました。

今回の2年間の猶予で、改正電子帳簿保存法は2022年1月に施行されますが、メールなどの電子取引によって受け取った国税関係書類の電子保存の義務化は、**2022年1月1日から2年間猶予**が設けられ、当間は紙による印刷保存でも対応できます。また、この経過措置の適用に事前申請は不要となります。



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方のご連絡ください